

南知多町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 4月 1日

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町規則第14号

南知多町契約規則の一部を改正する規則

南知多町契約規則（昭和39年南知多町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「充当する」を「あてる」に改める。

第12条第5号中「除く」の次に「。」を加える。

第24条の3中「き」を削る。

第32条第1項中「年14.5パーセントの割合」を「年14.6パーセントの割合」に改める。

第40条第1項中「年2.6パーセントの割合」を「年3.0パーセントの割合」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。